

知的障害児者と自閉症児者のための **総合補償制度**

「生活サポート総合補償制度」



AIUの普通傷害保険

『生活サポート総合補償制度』の
ご案内

AIUの普通傷害保険
知的障害者等福祉団体傷害保険特約、
地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気やケガまたはその検査のため
入院をしたときの補償

入院給付金

持病・既往症の再発、精神疾患、
検査入院・てんかん発作による入院も、
補償の対象となります。

※補償期間中に開始した入院が3日を超えた場合に、4日目以降から
次の保険金をお支払いします。

付添介護保険金 (傷害疾病付添介護保険金)	付添介護を受けた日 1日につき 8,000円 (補償期間中30日限度)
差額ベッド費用 (傷害疾病入院時室料 差額費用保険金)	差額ベッド代が生じた日 1日につき 3,000円 (補償期間中30日限度)
入院諸費用 (傷害疾病入院諸費用保険金)	入院1日 につき 1,000円 (補償期間中30日限度)
入院一時金 (傷害疾病入院一時金)	1入院につき 5,000円

- ・当制度に保険期間の途中で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)よりその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。
- ・入院一時金は、付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用のいずれかの支払い日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。
- ・入院一時金の単独のご請求はできません。

個人賠償責任保険金

他人に損害を与えたときの補償
日本国内外で日常生活での事故により
他人に対する法律上の損害賠償責任を負った場合

他人への損害賠償 対人・対物
他人にケガをさせたり、
他人の物をこわした時の
法律上の損害賠償責任を
補償
1事故 **1億円限度**
(自己負担額なし)

ケガをしたときの補償

地震・噴火・津波によるケガも
補償対象になります。

死亡・後遺障害 入院・通院・手術 各保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

ケガによる死亡 (死亡保険金)	10万円
ケガによる 後遺障害 (後遺障害保険金)	後遺障害の程度に応じて 4千円～ 10万円
ケガによる入院 (入院保険金)	1日 3,000円 (事故の日から180日限度)
ケガによる通院 (通院保険金)	1日 2,000円 (事故の日から180日以内の90日限度)
ケガによる手術 (手術保険金)	30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外) 事故の日からその日を含め180日以内に受けた 所定の手術で1事故につき1回の手術に限ります。

葬祭費用保険金(疾病葬祭費用保険金)

病気で
死亡したときの
補償

被保険者が補償期間中に病気により死亡し、
補償期間中または補償期間の終了日から
60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が
実際に負担された葬祭費用が支払われます。

10万円限度

被保険者(補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者が
ご加入できます。

補償期間

毎年**4月1日から1年間**

補償期間の途中からもご加入になれますが掛け金が異なります。詳しくは取扱代理店にお問合せください。

掛金

(制度運営費が含まれています。)

17,000円(保険料: 14,810円)

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は取扱代理店にお問合せいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。